

京都市基本計画審議会条例施行規則を公布する。

平成21年6月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第15号

京都市基本計画審議会条例施行規則

(部会)

第1条 京都市基本計画審議会（以下「審議会」という。）の部会ごとに部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、会長が指名し、副部会長は、部会長が指名する。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第2条 審議会の委員会の構成員は、次に掲げる委員とする。

- (1) 副会長
  - (2) 部会長
  - (3) 副部会長
  - (4) 会長が指名する委員
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
  - 3 委員長は、副会長（副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が指名する副会長）をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。
  - 4 委員長は、委員会の事務を掌理する。
  - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか, 審議会の運営に関し必要な事項は, 会長が定める。

附 則

この規則は, 平成21年7月1日から施行する。

(総合企画局政策企画室)